

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十七号

広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人の県民税に係る扶養親族申告書） 第三十九条の五（略）</p> <p>2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この項において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百七十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p>	<p>（個人の県民税に係る扶養親族等申告書） 第三十九条の五（略）</p> <p>2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この項において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百七十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p>
<p>（事業税の納税義務者等） 第四十七条（略）</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第六項各号に掲げる法人、第三項に規定する法人でない社団又は財団、第四項に規定する個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利</p>	<p>（事業税の納税義務者等） 第四十七条（略）</p> <p>一 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第五項各号に掲げる法人、第三項に規定する法人でない社団又は財団、第四項に規定する個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利</p>

型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）
一、ガス供給業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）
二、保険業及び貿易保険業
収入割額

三 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。）及び発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）
次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額
付加価値割額及び資本割額の合算額
ロ 第一号ロに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

2-4 (略)

（法人の事業税の課税標準）
第四十八条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業税の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。
一 付加価値割（法第七十二条第一号に規定する付加価値割をいう。以下この節において同じ。） 各事業年度の付加価値額

二 資本割（法第七十二条第二号に規定する資本割をいう。以下この節において同じ。）
各事業年度の資本金等の額

三 所得割（法第七十二条第三号に規定する

型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 電気供給業、ガス供給業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）
貿易保険業 収入割額

2-4 (略)

（法人の事業税の課税標準）
第四十八条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。
一 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
イ 付加価値割（法第七十二条第一号に規定する付加価値割をいう。以下この節において同じ。） 各事業年度の付加価値額

ロ 資本割（法第七十二条第二号に規定する資本割をいう。以下この節において同じ。）
各事業年度の資本金等の額
ハ 所得割（法第七十二条第三号に規定する所得割をいう。以下同じ。） 各事業年度の所得
二 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額

所得割をいう。以下同じ。) 各事業年度の所得

四 収入割(法第七十二条第四号に規定する収入割をいう。以下この節において同じ。)

各事業年度の収入金額

2 (略)

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第四十九条 医療法人又は医療施設(令第二十一条の七に規定するものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので令第十九条に規定するものを除く。)は、法第七十二条の二十三第二項の規定により当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額又は個別帰属益金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。)及び損金の額又は個別帰属損金額(同項に規定する個別帰属損金額をいう。)に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 事業税の納税義務がある法人は、次に掲げる事業の区分に応じた経理を行わなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業
- 二 第四十七条第一項第二号に掲げる事業
- 三 第四十七条第一項第三号に掲げる事業

(法人の事業税の税率等)

第五十条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第四項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一―三 (略)

2 電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 第四十七条第一項第三号イに掲げる法人次に掲げる金額の合計額
 - イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額
 - ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七を乗じて得た金額
 - ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五を乗じて得た金額

2 (略)

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第四十九条 医療法人又は医療施設(令第二十一条の六に規定するものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので令第十九条に規定するものを除く。)は、法第七十二条の二十三第二項の規定により当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額又は個別帰属益金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。)及び損金の額又は個別帰属損金額(同項に規定する個別帰属損金額をいう。)に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 電気供給業、ガス供給業、鉄道事業、軌道事業、保険業及び貿易保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。

(法人の事業税の税率等)

第五十条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第三項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一―三 (略)

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

二 第四十七条第一項第三号ロに掲げる法人
次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七

五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の所得に百分の一・八五を
乗じて得た金額

4| (略)

(法人の事業税の申告納付の期間)
第五十二条 事業を行う法人が、各事業年度に

係る所得割等(第四十七条第一項第一号イに
掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割

又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。)

又は収入割等(同項第二号に掲げる事業を行

う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人

の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロ

に掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)

についてすべき申告納付の期間は、次の各号

に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定

めるところによる。

一―三 (略)

2 (略)

(たばこ税の課税免除)

第七十一条の三 (略)

2| 前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。

)の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号

又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は

消費等について、第七十一条の五第一項又は

第三項の規定による申告書に前項(第一号又

は第二号に係る部分に限る。)の適用を受け

ようとする製造たばこに係るたばこ税額を記

載し、かつ、当該製造たばこの売渡し又は消

費等が同項第一号又は第二号に掲げる製造た

ばこの売渡し又は消費等に該当することを証

するに足りる書類を保存している場合に限り、

適用する。

3| 第一項(第三号又は第四号に係る部分に限

る。)の規定は、卸売販売業者等が、知事に

当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第

三号又は第四号に掲げる製造たばこの売渡し

又は消費等に該当することを証するに足りる

書類を提出している場合に限り、適用する。

4| (略)

(たばこ税の申告納付の手續)
第七十一条の五 前条の規定によつてたばこ税

を申告納付すべき者(以下この節において「

申告納税者」という。)は、毎月末日までに、

前月一日から同月末日までの期間における県

内に所在する小売販売業者の営業所に係る第

六十九条第一項の売渡し又は県内に所在する

卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管

理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し

若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごと

3| (略)

(法人の事業税の申告納付の期間)
第五十二条 事業を行う法人が、各事業年度に

係る所得割(第四十七条第一項第一号イに掲

げる法人にあつては、付加価値割、資本割及

び所得割とする。)

又は収入割(法第七十二

条第四号に規定する収入割をいう。)につい

てすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げ

る区分に従い、それぞれ当該各号に定めると

ころによる。

一―三 (略)

2 (略)

(たばこ税の課税免除)

第七十一条の三 (略)

2| 前項の規定は、卸売販売業者等が、知事に

当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項各

号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に

該当することを証するに足りる書類を提出し

ない場合には、適用しない。

3| (略)

(たばこ税の申告納付の手續)
第七十一条の五 前条の規定によつてたばこ税

を申告納付すべき者(以下この節において「

申告納税者」という。)は、毎月末日までに、

前月一日から同月末日までの期間における県

内に所在する小売販売業者の営業所に係る第

六十九条第一項の売渡し又は県内に所在する

卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管

理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し

若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごと

の課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第七十一条の三第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに法第七十四条の十四第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第七十一条の三第三項に規定する書類及び法第七十四条の十四第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類並びに県内に主たる事務所又は事業所を有する申告納税者にあつては前月一日から同月末日までの期間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

214 (略)

附則

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例）

第九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

（長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例）

第十条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十五条及び第三十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき次項第二号の規定により読み替えて適用される第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第一項及び第二項並びに附則第十条

の課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第七十一条の三第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに法第七十四条の十四第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第七十一条の三第二項に規定する書類及び法第七十四条の十四第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類並びに県内に主たる事務所又は事業所を有する申告納税者にあつては前月一日から同月末日までの期間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

214 (略)

附則

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例）

第九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から令和二年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

（長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例）

第十条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十五条及び第三十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき次項第二号の規定により読み替えて適用される第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第一項及び第二項並びに附則第十条の三第一項において「課

の三において「課税長期譲渡所得金額」という。）の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、個人の県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 (略)

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例）

第十条の二 昭和六十三年年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十一条の二の三の二第二項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十一条の二の三の二第二項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき地方税法施行規則第十三条の三第一項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（附則第十条の三の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（令附則第十七条の二第一項に規定するやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第二項又は第三項に規定する日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなる）が確定であると認められることにつき地方税法施行規則第十三条の三第二項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に

税長期譲渡所得金額」という。）の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、個人の県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 (略)

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例）

第十条の二 昭和六十三年年度から令和二年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十一条の二の三の二第二項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第十一条及び附則第十一条の二の三の二第二項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき地方税法施行規則第十三条の三第一項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に規定する譲渡所得（附則第十条の三第一項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 (略)

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から令和二年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（令附則第十七条の二第一項に規定するやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第二項又は第三項に規定する日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなる）が確定であると認められることにつき地方税法施行規則第十三条の三第二項の規定による証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第一項に

規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の二まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで、第三十七条の八又は第三十七条の九の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第二項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなった場合には、その該当しないこととなった譲渡は、第二項の規定にかかわらず、同項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

（阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例）

第十条の二の二 前条第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成七年十二月三十一日であるものに限る。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で令附則第十七条の二の二第一項で定める場合において、平成八年一月一日から起算して二年以内の日で同条第二項で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき地方税法施行規則附則第十三条の四第一項で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から令附則第十七条の二の二第二項で定める日までの期間を前条第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

（東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第十一条の二の三（略）

（略）	（略）	（略）
附則第十条の二第三項	第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五	第三十四条の三まで、第三十五条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法

規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の二まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで、第三十七条の八又は第三十七条の九の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第二項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなった場合には、その該当しないこととなった譲渡は、第二項の規定にかかわらず、同項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

（阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例）

第十条の二の二 前条第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成七年十二月三十一日であるものに限る。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で令附則第十七条の二の二第一項で定める場合において、平成八年一月一日から起算して二年以内の日で同条第二項で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき地方税法施行規則附則第十三条の四第一項で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から令附則第十七条の二の二第二項で定める日までの期間を前条第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

（東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第十一条の二の三（略）

（略）	（略）	（略）
附則第十条の二第三項	第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五	第三十四条の三まで、第三十五条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法

附則第十 条の三	(略)	(略)	3 2	(略)	(略)	(略)	附則第十 条の三	(略)	(略)	律の臨時特例に 関する法律第十 一条の七第一項 の規定により適 用される場合を 含む。)、第三 十五条の二、第 三十五条の三、 第三十六条の二 若しくは第三十 六条の五(これ らの規定が東日 本大震災の被災 者等に係る国税 関係法律の臨時 特例に関する法 律第十一条の七 第四項の規定に より適用される 場合を含む。)				
											(略)	(略)	(略)	(略)
											(略)	(略)	(略)	(略)

附則第十 条の三	(略)	(略)	3 2	(略)	(略)	(略)	附則第十 条の三第 一項	(略)	(略)	律の臨時特例に 関する法律第十 一条の七第一項 の規定により適 用される場合を 含む。)、第三 十五条の二、第 三十六条の二若 しくは第三十六 条の五(これら の規定が東日本 大震災の被災者 等に係る国税関 係法律の臨時特 例に関する法律 第十一条の七第 四項の規定によ り適用される場 合を含む。)				
											(略)	(略)	(略)	(略)
											(略)	(略)	(略)	(略)

4	(略)	(略)	(略)
---	-----	-----	-----

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

2 附則第十条の二の三の二 (略)

2 附則第十条の二第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。)内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で令附則第二十七条の三第二項に規定する場合において、平成二十五年十二月三十一日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することになることが確実であると認められることにつき地方税法施行規則附則第二十二条の二第二項の規定による証明がされたときは、当該譲渡の日から平成二十五年十二月三十一日までの期間を附則第十条の二第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

(法人の事業税の税率の特例)

第十一条の二の十一 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第五十条第一項第二号中

「各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九
-------------------------	--------

とあるのは

「各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の五・七

と、同条第四項第二号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七)」とする。

(譲渡割の賦課徴収の特例等)

第十一条の四 (略)

2 譲渡割に係る延滞税、利子税及び加算税(その賦課徴収について消費税の例によることとされる譲渡割について納付される延滞税及

4	一 項 (略)	(略)	(略)
---	---------------	-----	-----

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

2 附則第十条の二の三の二 (略)

2 附則第十条の二第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間(その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。)内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で令附則第二十七条の三第二項に規定する場合において、平成二十五年十二月三十一日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することになることが確実であると認められることにつき地方税法施行規則附則第二十二条の二第二項の規定による証明がされたときは、当該譲渡の日から平成二十五年十二月三十一日までの期間を附則第十条の二第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

(法人の事業税の税率の特例)

第十一条の二の十一 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第五十条第一項第二号中

「各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・九
-------------------------	--------

とあるのは

「各事業年度の所得のうち年四百万円を超える年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の五・七

と、同条第三項第二号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七)」とする。

(譲渡割の賦課徴収の特例等)

第十一条の四 (略)

2 譲渡割に係る延滞税及び加算税(その賦課徴収について消費税の例によることとされる譲渡割について納付される延滞税及び課され

び利子税並びに課される加算税をいう。)は、譲渡割として、この条から附則第十一条の六までの規定を適用する。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十二条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六条の二の二に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年(当該土地を取得した日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築される)が困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年)」とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十六条 (略)

一―四 (略)

五 木材加工業その他の令附則第十条の二の二第七項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の同条に規定する用途に供する軽油の引取り

2―6 (略)

る加算税をいう。)は、譲渡割として、本条から附則第十一条の六までの規定を適用する。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十二条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六条の二の二に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年(当該土地を取得した日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築される)が困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年)」とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十六条 (略)

一―四 (略)

五 木材加工業その他の令附則第十条の二の二第七項に規定する事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の同条に規定する用途に供する軽油の引取り

2―6 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。